

会議の名称	鴻巣市都市計画審議会
開催日	平成29年3月8日(水)
開催時間	13時57分開会・16時07分閉会
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要
出席者(委員)氏名(出席者数)	矢部一夫 潮田幸子 頓所澄江 永沼博昭 諏訪三津枝 矢島洋文 細川英俊 石渡健司 三友 晃 田尻 要 佐藤泰彦 松澤敏夫 吉田征人 矢島久男 (会長1名、委員13名)
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	小林忠司 久保田浩二 (2名)

事務局職員職氏名	都市整備部長	武藤幸二
	都市整備部副部長	奥 広文
	都市整備部副部長	島田友光
	〃 都市計画課長	白井邦昌
	〃 〃 計画担当副課長	島村信行
	〃 〃 計画担当主査	板倉秀行
	〃 〃 計画担当主任	原健太郎
	〃 〃 計画担当主事	吉田由紀
	〃 〃 計画担当主事	樫田健史
	〃 〃 公園緑地担当副課長	野本秀一
	〃 〃 公園緑地担当主査	福智秀一
	〃 〃 公園緑地担当主任	小林 裕
	〃 建築課長	大塚泰史
〃 〃 建築指導担当主幹	中島隆晶	

○議題  
 議案第1号 鴻巣都市計画 地区計画の変更(案)について(鴻巣市決定)  
 議案第2号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更(案)について(鴻巣市決定)  
 議案第3号 鴻巣市緑の基本計画の変更(案)について(鴻巣市決定)  
 その他の議案 鴻巣市都市計画審議会運営要領(案)の制定について  
 (鴻巣市都市計画審議会決定)

(決定事項)  
 ○議案第1号から議案第3号  
 それぞれについて説明を行い、意見聴聞・質疑応答を行った。質疑応答等の内容は以下のとおり。また、議案第1号は原案通り可決。議案第2号と議案第3号は原案から質疑での指摘事項を修正のうえ可決。

○その他の議案  
 会長より提案があり、説明を行い、意見聴聞・質疑応答を行った。質疑応答等の内容は以下のとおり。また、全会一致で原案から一部修正(鴻巣市都市計画審議会運営要領(案)のうち、第5条第3項第3号を削除)のうえ可決。

(説明の概要)  
 ○議案第1号  
 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、風営法)」の一部を改正する法律の施行に伴い、「宮地3丁目地区」、「中井地区」、「北新宿地区」の3地区の地区整備計画において、改正後の風営法と、建築物等の用途制限の整合性をとる変更を行う

○議案第2号、議案第3号  
 平成29年3月に改訂予定の「鴻巣市都市計画マスタープラン」及び「鴻巣市緑の基本計画」の変更案について、パブリックコメント(意見公募)や前回の都市計画審議会に寄せられた意見の要旨等と、それに対する市の対応について説明し、最終案を提示した。

	<p>○その他の議案</p> <p>現行の「鴻巣市都市計画審議会条例」及び「鴻巣市都市計画審議会運営規則」に加え、運営にあたり必要な内容を定める運営要領を制定し法令を整備する。</p> <p>また、鴻巣市都市計画審議会条例の第8条に、審議会は軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるとの規定があることから、常務委員会の具体的な運営についても運営要領として制定する。</p>
配布資料	<p>1 次第</p> <p>2 審議会席次表</p> <p>3 委員名簿</p> <p>4 傍聴規程</p> <p>5 議案第1号～4号 各資料</p>

## 質疑応答等内容概要

### ○議案第1号「鴻巣都市計画 地区計画の変更（案）について（鴻巣市決定）」

#### 【事前通告】

(1)

委員： 今回の風営法改正の影響を受け変更が必要なのは、鴻巣市内では「宮地3丁目地区」、「中井地区」、「北新宿地区」の3地区だけなのか。

事務局： 風営法の改正を踏まえて変更の対象となるのは、地区整備計画の「建築物の用途制限」において、用途地域が準工業地域とされている区域である。なお、鴻巣市内において当該3地区以外の地区計画については、風営法の改正に伴う変更は必要ない。

(2)

委員： 風営法改定によりダンスホールなどの営業が可能となったが、例えば窓の大きさや防音施設、夜間のネオンなどの規制、指導基準など、近隣への配慮としての建築仕様・基準が変更なった項目などはあるのか。

事務局： 今回の風営法の一部改正に伴い、建築基準法では、「用途地域等内の制限」以外の改正はなかった。建築基準法において、窓の大きさについては、採光、換気の確保により決まり、音や色などの規制はない。騒音に関することは、騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例において規制し、色については、景観法や、埼玉県景観条例、埼玉県屋外広告物条例で規制している。

(3)

委員： 営業予定者が近隣地域への説明や理解を求めるため、法令上必要な手続きがあるのか。

事務局： 法令に基づく手続きはない。

#### 【当日】

(1)

委員： 地区整備計画の「建築物等の用途の制限」で、「料理店」とあるがこの定義は何か。

事務局： 居酒屋や食堂との違いとして、「女性の接待」が伴うものを「料理店」としている。

(2)

委員： 地区整備計画の「かき又はさくの構造の制限」で、ブロック塀などは高さの制限を設けているが、生垣については規制を設けていない理由は何か。

事務局： ブロック塀などについて高さを制限しているのは、災害時などの倒壊により道路を塞いでしまい緊急車両が通過できないというような事態を想定しているもので、生垣についてはそのような事態を想定していないためである。

(3)

委員： 北新宿地区の地区整備計画で、幅員が1 mや3 mの道路の計画があるが、なぜこのような狭い幅員の道路が区画整理事業区域内で計画されるのか。

事務局： ご指摘の道路は元荒川管理用道路であり、幅員は6 mを予定している。地区整備計画に記載される幅員は、あくまでも地区計画区域内での数字であり、「区域内が1 mで区域外が5 m」、「区域内が3 mで区域外が3 m」ということである。

## ○議案第2号「鴻巣市都市計画マスタープランの変更（案）について（鴻巣市決定）」

【事前通告なし】

【当日】

(1)

委員： 44ページに、地域拠点として「川里ふるさと館周辺」とあり、「川里保健センター」が挙げられている。3月議会にて川里保健センター廃止の議案が上程されているが、整合を図る必要はないのか。

事務局： 事業課などに確認のうえ、削除する。

## ○議案第3号「鴻巣市緑の基本計画の変更（案）について（鴻巣市決定）」

【事前通告なし】

【当日】

(1)

委員： 23ページの下から3番目の「□」の文章で、「協働となって」とあるが、「協働して」に修正すべきではないか。

事務局： ご指摘のとおり修正する。

(2)

委員： 49ページなどで写真が掲載されているが、写真の中に説明の文字が書かれているため見づらく、ほとんど読むことができない。工夫して読みやすくしてほしい。

事務局： 写真の下に説明の文字を記載するように修正する。

○その他の議案「鴻巣市都市計画審議会運営要領（案）の制定について（鴻巣市都市計画審議会決定）」  
【事前通告なし】

【当日】

(1)

委員： 生産緑地の行為制限解除の案件について、今までは後追いで処理していたが、軽易な案件を処理する常務委員会を設けることで、その都度処理をしていくことになるのか。

事務局： 案件が発生する度に、常務委員会を開くことは想定していない。今後買取申出が増加することが予想されるなかで、多くの案件を処理する必要があり、数がある程度まとまったら常務委員会で処理することを考えている。

(2)

委員： 常務委員会の委員は「会長が指名する」とあるが、どのようにして決めるのか。

事務局： 例えば生産緑地に関することならば、審議委員のなかに農業委員会の方もいるので、常務委員になっていただくなど、案件によってその都度構成員を変える方法も考えられる。必ずしも審議会の任期満了まで常務委員を兼務する必要はないと考えており、会長の指名の仕方によって変えてもよいと思われる。

(3)

委員： 常務委員会の招集は誰の権限で行うのか。

事務局： 第3条にあるように、会長が決定する。

(4)

委員： 審議会での審議案件なのか、または常務委員会での審議案件なのか、という判断は誰がするのか。

事務局： 会長が判断をする。

(5)

委員： 常務委員は、審議会の委員以外から選出するのか。

事務局： 第5条の「委員のうちから会長が指名する」とあるように審議会の委員から会長が選出し指名する。

(6)

委員： 審議会の委員から常務委員を選出することは、審議会終了後に常務委員会を行うのか。

事務局： 常務委員会の審議をもって審議会の決議とすることができるため、軽易な案件のみの場合は、常務委員会だけを開催し、軽易な案件と審議会に諮るべき案件の両方がある場合は、審議会でも両案件を審議し、常務委員会は開催しない。

(7)

委員： 会長が軽易なものと認め常務委員会のみが開催される場合、常務委員を兼務していない審議委員は、経過を把握できず、結果のみを後追いでしか知ることができない恐れがあるので、事前に書面で周知できるような仕組みを検討してもらいたい。

事務局： 検討する。

(8)

委員： 運営規則が改正され、4つの部会の名称が挙げられていたものを今回削除し、「部会」という1つのものにまとめている。これは、常務委員会のほかにも今後設置する可能性を意図しているのか。また、規則に常務委員会の設置について書かれていないので、要領の冒頭でその記述が必要なのではないか。

事務局： 常務委員会は、審議会条例の第8条をその設置根拠としている。部会は常務委員会とは別なものであり、調査・研究など今後の突発的な要請に柔軟に対応することを想定し、規則においては具体的な部会の名称を削除し、「部会」という表現のみとした。

(9)

委員： 常務委員会で審議する「軽易なものか否か」の判断は、会長にその権限があるとのことだが、あらかじめ、要領に軽易であるものの具体的内容を明記してはどうか。

事務局： 現実的には、軽易なものとしては1号の都市計画の名称の変更と、2号の生産緑地に関することのみ限定されると思われる。その他軽易なものを常務委員会に諮ろうとする際は、事前に他の審議委員に周知できるよう検討する。

(10)

委員： 常務委員会に「その他軽易なもの」として諮ることについて、事前に審議委員に了承を得る必要があるのではないか。また、そのことを要領に記載できないか。

事務局： 軽易な変更であるか否かの判断は、あくまでも会長が判断すべきものとし、他の審議委員への周知は、情報提供というかたちで留めたいと考えている。また、その周知については、細かな運用上の問題なので、要領に記載する必要はないと考える。

(11)

委員： 軽易なものか否かを会長だけが判断することは、不明瞭で曖昧であるという印象を持たれるし、専門性の高い案件であれば会長の責任も重くなってしまう。「軽易なもの」は今現在わかっているものだけを列挙しておいて、後々、その都度要領を改正し追加していくという手法でもよいのではないか。審議会という本来の会議体があるなかで、常務委員会で手続き的で簡易な案件を諮るために要領を制定するのならば、「その他軽易」というのはファジーであるし、より具体性のあるものにするべきと考える。

事務局： 現在想定しているのは、1号の都市計画の名称の変更と、2号の生産緑地に関することのみである。一度審議会でも諮った案件で、次回からは常務委員会で処理できる軽易なものとして了解を得られたものについては、その都度要領に追加する改正を行う手法も考えられる。

会 長： 生産緑地の使用制限解除については、既に国交省から「常務委員会で決定してよい」という旨の文書が出ているが、その他の軽易なものか否かの判断は、基本的に、今後も何かしらの根拠をもって決定したいと考えている。少しでも判断に迷うような案件は、審議会に意見を求め、決して事務局と会長で安易に判断することはしない。今後、生産緑地に関する案件の増加が予想されるなかで、審議会ではより深く審議が必要な案件の処理に傾注したいと考え、委員会の運用において問題が発生したら、要領などを改善していくことも吝かではないと思っている。

(12)

会 長： 常務委員会が処理できるものとして3号に掲げている「その他会長が軽易なものとして認められた事項」を削除し、1号と2号以外で軽易なものと思われる案件については、一度は審議会に諮り、次回以降の取り扱いについて審議委員全員のコンセンサスを得るという運用はどうか。軽易な案件については、過去に「その他軽易」にあたる事例は無く、現在も1号と2号のみを想定しているが、常務委員会の体制や仕組みを整えておく必要があると考える。

委 員： 3号を削除するという会長の提案に賛成である。審議会で、次回以降は常務委員会に諮問する案件として了解を得たら、その都度要領に追加していけばよい。

(12)

委 員： 「軽易にあたる案件かどうか」ということを、審議会を開いて行うのか。そうだとするとタイムラグが発生すると思われるが。

事務局： 審議会で、「このような事案が出てきました」という内容の議題を取り上げることになる。タイムラグは確かに発生するが、特に生産緑地関係は、後追い期間が長すぎる現状があるので、少なくとも審議会よりは頻繁に常務委員会を開くことになると思われる。

(13)

委 員： 「その他規定」はあってもよいと思うが、会長が認めることに違和感があるようなら、事務局に権限を委ねる方法もある。一度審議会に軽易な案件か否かの判断を仰ぐというのは、無駄な作業ではないか。資料などの準備が整っていれば、その審議会で審議できてしまうし、常務委員会で審議するにしても、審議会を開かないで事前に個別に周知すればよいのではないか。

事務局： 1号と2号以外で、厳密に軽易なものか否かを判断することは難しく、感覚的なことになってしまうので、3号を削除することで曖昧さを無くすことができると考える。